

菱田の明日を考える会規約

(名称)

第1条 この会は、「菱田の明日を考える会」という。

(目的)

第2条 この会は、地区区長会との連携を持ち、芝山鉄道の開通・空港問題等によって予測される菱田地区の将来の変遷について、情報の収集・研究等を通じ菱田地区の発展のための活動を行なうことを目的とする。

(活動)

第3条 この会は、第2条の目的を達成するため次の活動を行なう。

1. 芝山鉄道の早期開通のため、住民活動を通して芝山鉄道(株)・芝山町及び関係機関への働きかけをする。
2. 菱田地区の将来の発展に資するための情報収集・研究及び地区住民の要望等について検討し、芝山町及び関係機関に働きかけをする。
3. その他第2条の目的達成に必要な事項を実施する。

(構成)

第4条 この会の会員は次の資格によって構成する。

1. 菱田地区及び近隣地区の住民で、第2条の主旨に賛同し入会を希望した者。
2. 地区住民の意見・要望等について調査するとともに、この会の協議・活動経緯を伝え、地区の発展のための啓蒙活動を行う者。
3. 前2項の資格を持って事務局に希望し、全体会議の承認を得た者。

(組織)

第5条 この会に会長・副会長・会計及び事務局を置く。役員は会員の中から互選する。

1. 会長は、この会の全般を統括するとともにこの会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。
3. 会計及び事務局は、会員の推薦により会長が任命する。
4. 必要により専門部会を置くときは、会員の推薦により会長が任命する。
5. 役員任期は、2年とし再選を妨げない。

(総会・全体会議・事務局会議)

第6条 総会及び全体会議は必要の都度会長が招集し、事務局会議は事務局長が招集する。

- 1.総会及び全体会議の議長は会長とし、事務局会議の議長は事務局長とする。
- 2.会議は、会員の過半数の出席をもって成立する。
- 3.会議の議事は、出席者全員の合意のもとに決することを基本とする。
- 4.会長は必要であると認めた場合は、会議に関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(経費)

第7条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

(決算)

第8条 会長は、毎会計年度の活動報告及び決算書を作成し、会計年度終了後2ヶ月以内に総会に提出し承認を得なければならない。

(全体会議付議事項)

第9条 次の事項は全体会議の承認を得なければならない。

- 1.規約の制定及び改廃。
- 2.活動計画及び収支予算。
- 3.活動報告及び収支決算。
- 4.会費の徴収額及び徴収方法。
- 5.会員の入会及び退会。
- 6.役員を選任及び解任。
- 7.その他の必要事項。

(会計年度)

第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

付則

この規約は平成10年 7月17日から施行する。